

広島県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成十九年五月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	介護付有料老人ホーム えんじゅ王子	福山市王子町二丁目七番一六号	平成十九年五月一五日
老人ホーム	介護老人保健施設 家リハビリテーション S A K K U R A 駅	福山市駅家町万能倉一〇四六番地二	平成十九年五月一五日